

保 護 者 様

京丹後市教育委員会事務局学校教育課

就学援助費受給申請について

京丹後市では、就学に係る経済的な負担を軽減するため、学用品費・修学旅行費・給食費等の援助を行っています。

申し込みをされる方は、それぞれの学校長及び担任に相談のうえ、「平成 31 年度 要保護・準要保護者認定申請書（兼 就学援助費受給申請書）」により申し込んでください。

なお、認定が決定した場合でも、新年度課税所得が確定後（7 月）に、再審査を実施する予定ですのでご承知おきください。

なお、申請される際には下記の認定基準を参考にしてください。

記

| ●要保護者の認定基準 |
|-------------------------|
| ○生活保護法に基づく教育扶助を受けている方 |
| ○同法に基づく教育扶助以外の扶助を受けている方 |

| ●準要保護者の認定基準 | | |
|---|------------|-------------|
| 【平成 30 年度又は平成 31 年度において次のいずれかの措置を受けた対象者】 | | |
| ① 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止 | | |
| ② 地方税法第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税（障害者、未成年者、寡婦又は寡夫） | | |
| 【申請時において次のいずれかに該当する方】 | | |
| ③ 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免（一部減免も可） | | |
| ④ 地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免（一部減免も可） | | |
| ⑤ 地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免（一部減免も可） | | |
| ⑥ 国民年金法第 89 条及び第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免（全額免除の場合） | | |
| ⑦ 国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収猶予（一部減免も可） | | |
| ⑧ 児童扶養手当法第 4 条に基づく児童扶養手当の受給（全額受給の場合） | | |
| ⑨ 生活福祉資金貸付制度による貸付 | | |
| 【世帯の平成 30 年度課税所得が所得基準額以下である場合】 （児童扶養手当を一部受給している方、経済的理由で給食費等の納入が困難な方など） | | |
| 【所得基準額の例】 | | |
| 家族構成例（年齢は H31.4.1 現在） | 所得基準額 | ひとり親加算の有無 |
| 2人 30歳・9歳 | 1,739,966円 | 有（240,000円） |
| 3人 37歳・14歳・9歳 | 2,315,762円 | 有（240,000円） |
| 4人 37歳・15歳・11歳・7歳 | 2,753,407円 | 有（240,000円） |
| 3人 33歳・31歳・9歳 | 2,053,922円 | 無 |
| 4人 39歳・37歳・14歳・9歳 | 2,588,443円 | 無 |
| 5人 39歳・37歳・14歳・9歳・4歳 | 2,913,651円 | 無 |

※ ①～⑨までの要件で認定する場合は申告制となりますので、該当する場合は申請書の記入欄に必ずチェックをしてください。

※ 上記の基準は目安であり、該当すれば必ず認定になるものではありません。

裏面もあります

その他注意事項

- ※ 申請書は在籍している学校に、児童生徒1人につき1枚を提出してください。
- ※ 所得状況調査承諾書及び口座振替依頼書（申請者名と口座名義は同じかたのお名前を記入してください。）は、申請世帯1つにつき1枚提出してください。（兄弟姉妹が小学校・中学校におられる方は、中学校に提出してください。）なお、審査の結果不認定となった場合は、口座振替依頼書は結果通知と一緒にお返しします。
- ※ 申請書はありのままを詳しく記入してください。虚偽の申請書、不明確な申請書は受理出来ないことがあります。
- ※ 審査に際し、申請書の他に必要書類の提出を求めることがあります。
- ※ 新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けた方については、すでに審査を行いましたので提出は不要です。
- ※ 平成31年2月～3月に継続申請された方については、認定審査中ですので提出は不要です。

学校教育課 就学援助事業担当（電話 69-0620）